

○社会福祉学科社会福祉専攻履修細則

（趣旨）

第1条 この細則は、聖カタリナ大学学則（以下「学則」という。）及び聖カタリナ大学人間健康福祉学部履修規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（授業科目及び開講年次等）

第2条 社会福祉学科社会福祉専攻の授業科目、開講年次及び卒業に必要な単位数は教育課程表のとおりとする。

2 各授業科目の単位数及び時間数の基準は、講義、演習、実験、実習及び実技の授業の方法に応じ定められているが、学則第37条第1項第2号及び第3号のただし書きに該当する科目並びに第4号の別に定める科目は次のとおりとする。

（1）第1項第2号関係

「福祉コミュニケーションA」30時間で2単位

「福祉コミュニケーションB」30時間で2単位

（2）第1項第3号関係

「体育実技」30時間で1単位

「精神保健福祉現場実習」210時間で5単位

「レクリエーション支援法Ⅰ」30時間で1単位

「レクリエーション支援法Ⅱ」30時間で1単位

「レクリエーション支援実習」30時間で1単位

（3）第1項第4号関係

「インターンシップ」

演習30時間及び実習30時間で2単位

3 授業科目の開講年次は変更することがある。

（共通基礎科目の履修方法）

第3条 共通基礎科目の履修方法は、必修科目18単位を含み合計25単位以上を共通基礎科目のうちから修得しなければならない。

2 編入学生の履修方法については別に定める。

（専門教育科目の履修方法）

第4条 専門教育科目の履修方法は、必修科目30単位のほか、専攻専門科目から36単位以上を修得し、これらの単位を含み合計99単位以上を専門教育科目のうちから修得しなければならない。

2 編入学生の履修方法については別に定める。

（資格及び免許状の取得）

第5条 社会福祉学科社会福祉専攻学生が取得できる資格及び免許状は、レクリエーション・インストラクター資格及び精神保健福祉士受験資格のいずれか一つと社会福祉士受験資格とする。

2 資格及び免許状の取得に関する履修要領は別に定める。

（補則）

第6条 授業科目の履修については、この細則の定めにかかわらず公示することがある。

（細則の改廃）

第7条 この細則の改廃は教務委員会で行う。

附 則

この細則は平成18年6月9日から施行し、平成18年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この細則は平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。
- 2 社会福祉学科社会福祉専攻履修細則（平成18年6月9日制定）は廃止する。
- 3 前項にかかわらず、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。
- 2 前項にかかわらず、平成20年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この細則は平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。

附 則

この細則は平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学生から適用する。

附 則

この細則は平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この細則は平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生から適用する。
- 2 改正後の第2条第2項第3号の「インターンシップ」の実習に係る時間数については、この細則の施行日以前に在学する学生に対して開講する「インターンシップ」についても適用する。

附 則

この細則は平成29年4月1日から施行し、平成29年度入学生から適用する。ただし、第2条第2項第2号の「教育実習Ⅰ」の時間数については、この細則の施行日以前に在学する学生に対しても適用する。

附 則

この細則は平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学生から適用する。ただし、第4条第1項については、この細則の施行日以前に在学する学生に対しても適用する。

附 則

この細則は平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。